

名古屋港及び四日市港における特例港湾運営会社の指定について

平成 26 年 11 月
国 土 交 通 省
港 湾 局

1. 概要

我が国港湾の国際競争力強化のため、「民」の視点を活用した港湾運営会社による港湾の戦略的運営に取り組んでおり、名古屋港及び四日市港については、9月9日に特例港湾運営会社の指定申請がそれぞれ行われたところ。

今般、厳正な審査を行い、適当と認められるため、国土交通大臣が名古屋港埠頭株式会社及び四日市港埠頭株式会社を特例港湾運営会社に指定するもの。

特例港湾運営会社に指定されることにより、以下のメリットが得られるようになる。

① 行政財産の貸付け

港湾運営にあたり、重要な事業基盤であるコンテナターミナル等を構成する行政財産（国有港湾施設、港湾管理者が所有する港湾施設）の貸付けを受けることができるようになり、自社施設とあわせ、当該港湾のコンテナターミナル全体の一体運営が可能となる。

② 無利子貸付制度の拡充

現在、埠頭株式会社が港湾施設を整備する際に受けている無利子貸付制度による支援について、最大8割まで適用されるようになる。

③ 税制優遇措置

国の無利子貸付け又は補助を受けて新たに整備する荷さばき施設等について固定資産税・都市計画税が軽減（課税標準2/3）されるようになる。

2. 特例港湾運営会社の概要

- 1) 名古屋港埠頭株式会社（所在地 名古屋市港区空見町40番地）
資本金 25億1,500万円
設立日 平成24年12月3日
代表者 代表取締役社長 生田 正治（元(株)商船三井代表取締役会長）
- 2) 四日市港埠頭株式会社（所在地 四日市市霞2丁目26番地2）
資本金 2,000万円
設立日 平成26年6月16日
代表者 代表取締役社長 小林 長久（四日市港運協会会長）

3. スケジュール

平成23年12月	港湾法改正（港湾運営会社制度の創設等）
平成26年 9月 9日	名古屋港及び四日市港における特例港湾運営会社指定申請
平成26年11月12日	<u>名古屋港及び四日市港における特例港湾運営会社を指定</u>
平成27年 2月頃	名古屋港の運営事業開始（予定）
平成27年 4月頃	四日市港の運営事業開始（予定）